

平成23年2月14日
教 育 長 決 定

茨木市市民総合センター条例施行規則のうち、教育センター
使用料免除団体の規定にかかる運用方針について

茨木市市民総合センター条例施行規則第13条の2に規定する教育センター使用料免除団体は次に定めるところによるものとする。

- 1 「茨木市教育委員会と協働・連携し、学校園教育の充実、推進に資する団体」とは、主として教育に携わる者をもって構成され、次のいずれかの活動を行っている団体とする。
 - ① 本市教育委員会が実施する施策を実践し発展させることを目的とした、学校園の運営や学校園間の連絡調整、研究協議などの活動
 - ② 私立学校園において、本市教育委員会との連携のもと、本市園児児童生徒の教育向上に資する活動
 - ③ 本市教育委員会との連携のもと、学校園における教育環境を整備充実するための活動